

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和6年2月7日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300145 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300041 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 6 月 28 日から平成 4 年 8 月 30 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録では、昭和 53 年 6 月 28 日に A 社を資格喪失しているとされているが、同社には引き続き勤務していた。請求期間において、会社名は、B 社など何度も変わったが、会社との使用関係は変わらずあり、私は、それらの会社から、C ブランドのボウリング機械の保守や修理整備、サービス部品の販売等の業務を行うよう命じられていた。私の就労期間を証明する給料明細はないが、請求期間を厚生年金保険の記録として訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の雇用保険被保険者記録によると、A 社における離職年月日は昭和 53 年 6 月 27 日と記録されており、これ以降の期間における雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、A 社が加入していた D 健康保険組合が提出した請求者の同組合に係る連記簿（加入状況）によると、健康保険の資格喪失年月日は昭和 53 年 6 月 28 日と記録されており、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録による厚生年金保険被保険者資格喪失年月日と一致し、前述の雇用保険被保険者記録の離職年月日と符合していることが確認できる。

さらに、請求者の住民票による請求期間当時の住所地である E 県 F 市が提出した請求者の国民健康保険に係る「国保資格個人履歴照会」によると、「適用開始日：S53.06.28、開始届出日：S53.08.21、適用開始事由：社保離脱」と記録されていることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、A 社は、昭和 51 年 1 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所（以下「適用事業所」という。）となり、その後、適用事業所としての名称を複数回変更し、平成 20 年 5 月 1 日付けで適用事業所ではなくなっている（以下「全喪」という。）ところ、全喪時の事業主として記録されている者は、会社自体の整理清算が済んでいるため、請求者に係る貸金台帳等の資料はない旨回答している。

また、全喪時の適用事業所としての名称である G 社の閉鎖事項全部証明書に記載されている閉鎖時の日本における代表者は、貸金台帳等の資料は保管していない旨回答している上、請求者は、給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間における勤務について確認することができない。

さらに、請求期間より前の期間から請求期間にかけて、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は、請求者が E 営業所等で勤務していたことを知っているとしている

ものの、請求者の請求期間における勤務については具体的な回答を得ることができない。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、請求期間において請求者の氏名はなく、同社が全喪するまでに払い出された整理番号(1番から455番まで)に欠番もないことから、請求者の厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

なお、請求者は、請求期間において使用関係があった、又は所属していた会社の名称として、H社、I社、J社、K社、L社、M社、A社、B社を挙げ、これら以外にもいくつかの社名があった旨主張しているが、以下に述べるように、オンライン記録等による請求者の請求期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

H社については、適用事業所であった記録は見当たらない。

I社については、N社の名称で、昭和38年9月1日付けで適用事業所となり、その後、J社、A社と適用事業所としての名称を変更し、昭和51年1月1日付けで全喪しており、昭和45年8月1日から昭和51年1月1日までの期間において、請求者の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

K社については、O社の名称で、昭和48年5月1日から昭和51年1月1日までの期間において適用事業所であったことが確認できるものの、当該期間は、前述のとおり請求者のA社における厚生年金保険被保険者期間である。

L社については、P社の名称で、請求期間より前の期間である昭和35年9月1日から昭和36年2月21日までの期間において適用事業所であった記録が確認できる。

A社については、昭和51年1月1日付けで適用事業所となり、その後、M社、Q社、B社、G社と適用事業所としての名称を変更し、平成20年5月1日付けで全喪しており、昭和51年1月1日から昭和53年6月28日までの期間においては、請求者の厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、前述のとおり請求者の請求期間における同記録は確認できない。